

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

那覇市長

## 公表日

令和7年9月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法(以下「法」という。)及びその他関係法令に基づき、以下の事務を行う。  【内容】 ①受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第二十六条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤法第二十八条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥法施行規則第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	WebRings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定  [ 実施する ]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、125、141、161の項  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもみらい部 子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-869-8191
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	那覇市役所 こどもみらい部 子育て応援課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-861-6951
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 子育て応援課長 岸本 修	②所属長 子育て応援課長 備間 規予子	事後	
	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那覇市役所総務部総務課市政情報センター	那覇市役所市民文化都市市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-5.②所属長の役職名	②所属長 子育て応援課長 備間 規予子	②所属長 子育て応援課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目1.対象人数及び2.取扱者数	平成28年4月19日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那覇市役所市民文化都市市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所総務部法制契約課市政情報センター 電話:869-8191	事後	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和7年8月1日	(表紙)評価書名	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年8月1日	(表紙)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那覇市は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	那覇市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(以下同法という。)に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等をもとに審査を行い、児童手当の認定・通知し、手当を支給する。  【内容】 ①受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④同法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤同法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥同法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童手当法(以下「法」という。)及びその他関係法令に基づき、以下の事務を行う。  【内容】 ①受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第二十六条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤法第二十八条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥法施行規則第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表81の項	事後	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、125、141、161の項  (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106、107の項	事後	
令和7年8月1日	IIしきい値判断項目 1、2 いくつかの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年8月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	-	項目の追加	事後	様式改正による変更
令和7年8月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目の追加	事後	様式改正による変更